

新うどん県泊まってかがわ割 ご利用マニュアル

令和4年（2022年）**10月11日宿泊以降**の旅行分より適用

《旅行事業者向け》

令和4年12月27日（火）泊【12月28日（水）チェックアウト】まで期間延長となりました。

◎日帰り商品は令和4年12月27日（火）まで



《旅行事業者の窓口》

全国旅行支援 統一窓口

HP : <https://biz.tm.jata-net.or.jp/>

【問い合わせ先】

- ◎ 基本ルール・ツアー造成対応に関して ▶ TEL03-6635-3669
 - ◎ 事業者登録・補助金管理/精算関連対応に関して ▶ TEL03-6635-3655
- 営業時間：月曜～金曜、10時～17時
（休日：土・日・祝日）

《日帰り旅行のクーポンの問い合わせ・感染症拡大防止対策 等》

新うどん県泊まってかがわ割事務局 旅行事業者チーム

〒760-0017香川県高松市番町1丁目6-6 甲南アセット番町ビル5階 502

TEL:087-851-8720/FAX:087-851-2723

事務局営業時間：月曜～金曜、10時～17時

（休日：土・日・祝日、年末年始 ※12/29～1/3休業）

メールアドレス：kagawa-wari.tabi@37.tripwari.jp

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>

更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1	2022/10/07	新規作成
Ver.2	2022/10/11	P14「月次報告期限について」を追加
Ver.3	2022/10/19	・「ワクチン3回」⇒「ワクチン3回以上」に変更 ・P7「添乗員がつかない宿泊を伴う旅行」の図解中の「旅行事業者」の欄に『①本人確認および居住地確認②ワクチン接種歴等を確認」上記確認が事前にできなかった場合は「感染症拡大防止対策確認代行依頼書」を用いて宿泊施設に依頼を行う。』を追記
Ver.4	2022/11/04	「全国旅行割」を「全国旅行支援」に変更
Ver.5	2022/11/25	新うどん県泊まっかがわ割（全国旅行支援）の期間延長について ※令和4年12月27日（火）（12月28日（水）チェックアウト分まで延長とします

目次

1. はじめに	4
2. 「かがわ割事務局」と「統一窓口」の役割	5-6
3. 「宿泊旅行」「日帰り旅行」における取扱い業務	7
4. 全国旅行支援になって大きく変わること	8
5. 全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」のポイント	9
6. 休日と平日の取り扱いについて（カレンダー）	10-11
7. 連続した宿泊予約の注意点について	11
8. 新かがわ割クーポン（地域クーポン）について	12
9. 必要書類・及び実績報告について	13-14
10. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る証票及び不正利用防止	15
11. 感染症ガイドラインについて（「感染症拡大防止対策」の取組み）	16-17
12. 感染症拡大防止対策確認代行依頼書の提出方法	18
13. 「新うどん県泊まってかがわ割」について【香川県要領】	19
14. 「かがわ割」における旅行商品に対する補助の対象や注意点	20
15. 全国旅行支援の要領	21-25
16. Q&A	26-28

1. はじめに

「全国旅行支援」は「県民割」の延長ではなく、まったく**新しい制度（事業）**です。

全国で**統一されたルールのもとで事業がスタート**し、今までの県民割と「ルール」や「定義」が違う点多々ございます。

ルールを理解し、ルールに則って適正な運用をお願いいたします。

「統一窓口」と「新うどん県泊まってかがわ割事務局」

「県民割」から「全国旅行支援」に制度が新たに変わること、全国の旅行事業者からの申請等を一括して受け付ける組織として統一窓口共同運営体（以下、「統一窓口」という。）が設置されました。

「統一窓口」は旅行事業者の負担軽減を図ると共に、多くの旅行者への公平な販売方法を提供し、旅行者の利便性向上に繋がるよう、円滑な事業の運営を目指す組織です。

全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割（以下、「かがわ割」という。）」においては『**統一窓口**』と『**新うどん県泊まってかがわ割事務局**（以下、「かがわ割事務局」という。）』とで業務内容によって対応窓口が分かれることとなりますのでご理解ならびに、ご協力をお願いします。

【マニュアル等は、速やかな事業実施を行うため変更する場合があります。最新版は随時、事務局ホームページをご確認ください。】

「全国旅行支援 新うどん県泊まってかがわ割」とは

旅行代金の補助と地域クーポンを付与する全国を対象とした観光需要喚起策です。

「かがわ割」を販売するにあたり、『**統一窓口**』に登録申請していただき、旅行事業者用マニュアル、並びに『**かがわ割事務局**』が示す新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインや地域クーポン利用のルールに沿った取組をお願いします。

ルールを逸脱した場合、補助金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。また、万が一不正が発覚した場合は過去に遡って補助金を返還していただく場合がございます。

「かがわ割」への参加条件

- ・統一窓口にて登録申請を行い、香川県より認可されること。
- ・香川県及び事務局が決める支援金（補助金）基準により交付決定額に同意すること。
- ・旅行実績に応じて、ルールに沿って補助金を受領することに同意すること。
- ・旅行事業者用マニュアルが指定する内容で、実績報告を行うこと。
- ・旅行事業者用マニュアルが示すスケジュールに沿った取組を行うこと。
- ・本マニュアルに示す事業内容等に同意すること。

2. 「統一窓口」と「かがわ割事務局」の役割【重要】

業務内容によって窓口が**2つ**に分かれます。

(1) 統一窓口共同運営体（統一窓口）

全国旅行支援 統一窓口

主な役割として

- ・新規参画受付から登録
- ・補助金の管理、販売計画の確認、補助金のお支払
- ・旅行事業者からの問い合わせ窓口
- ・全国統一ルールの作成、運用管理 など



(2) 新うどん県泊まってかがわ割事務局

主な役割として

- ・地域クーポン(新かがわ割クーポン)に関する全ての業務
- ・感染症拡大防止対策に関する業務 など



【重要】「新かがわ割クーポン」の運用について

① 宿泊旅行 → 全てチェックイン時に**宿泊事業者から配布**します。

(旅行事業者から事前に旅行者に配布することはありません。)

☆ **宿泊事業者に予約する際、「かがわ割」適用のお客様であることを必ずお伝えください。**

事前に連絡しなかった場合には宿泊施設にて「新かがわ割クーポン」は配布いたしません。

「Web予約」の場合は、必ず「かがわ割」の対象者であることが分かる様に宿泊施設に通知して下さい。

② 日帰り旅行 → 香川県への日帰り旅行を計画する旅行事業者は「統一窓口」にて本事業への参画登録の後、

- (1) 改めて「かがわ割事務局」に旅行事業者登録
- (2) 登録完了後、「新かがわ割クーポン」の依頼
- (3) 「スターターキット」を送付
- (4) 日帰り旅行のみ「新かがわ割クーポン」の運用開始
- (5) 毎月の月次報告 (P13を参照ください)

という流れになります。

なお、全国拡大前から「かがわ割」に参画している旅行事業者で香川県への日帰り旅行を引き続き計画する場合、「かがわ割」への新規登録は不要です。また、クーポン券は現在使用中のものを引き続き使用していただけます。但し、新事業の制度内容を元に新たな「参画申込書 兼 同意書」を作成しましたので、内容をご確認の上、ご署名をしていただくこととなります。

2. 「統一窓口」と「かがわ割事務局」の役割【重要】

「統一窓口」問合せ先



- ◎ **基本ルール・ツアー造成対応に関して** ▶TEL03-6635-3669
 - ◎ **事業者登録・補助金管理/清算関連対応に関して** ▶TEL03-6635-3655
- HP:<https://biz.tm.jata-net.or.jp/> 営業時間：月曜～金曜、10時～17時

(休日：土・日・祝日)

「新うどん県泊まってかがわ割事務局」問合せ先



旅行事業者チーム 〒760-0017 香川県高松市番町1丁目6-6 甲南アセット番町ビル5階 502

TEL:087-851-8720/FAX:087-851-2723

HP:<https://new-kagawa-wari.com> 営業時間：月曜～金曜、10時～17時

(休日：土・日・祝日)

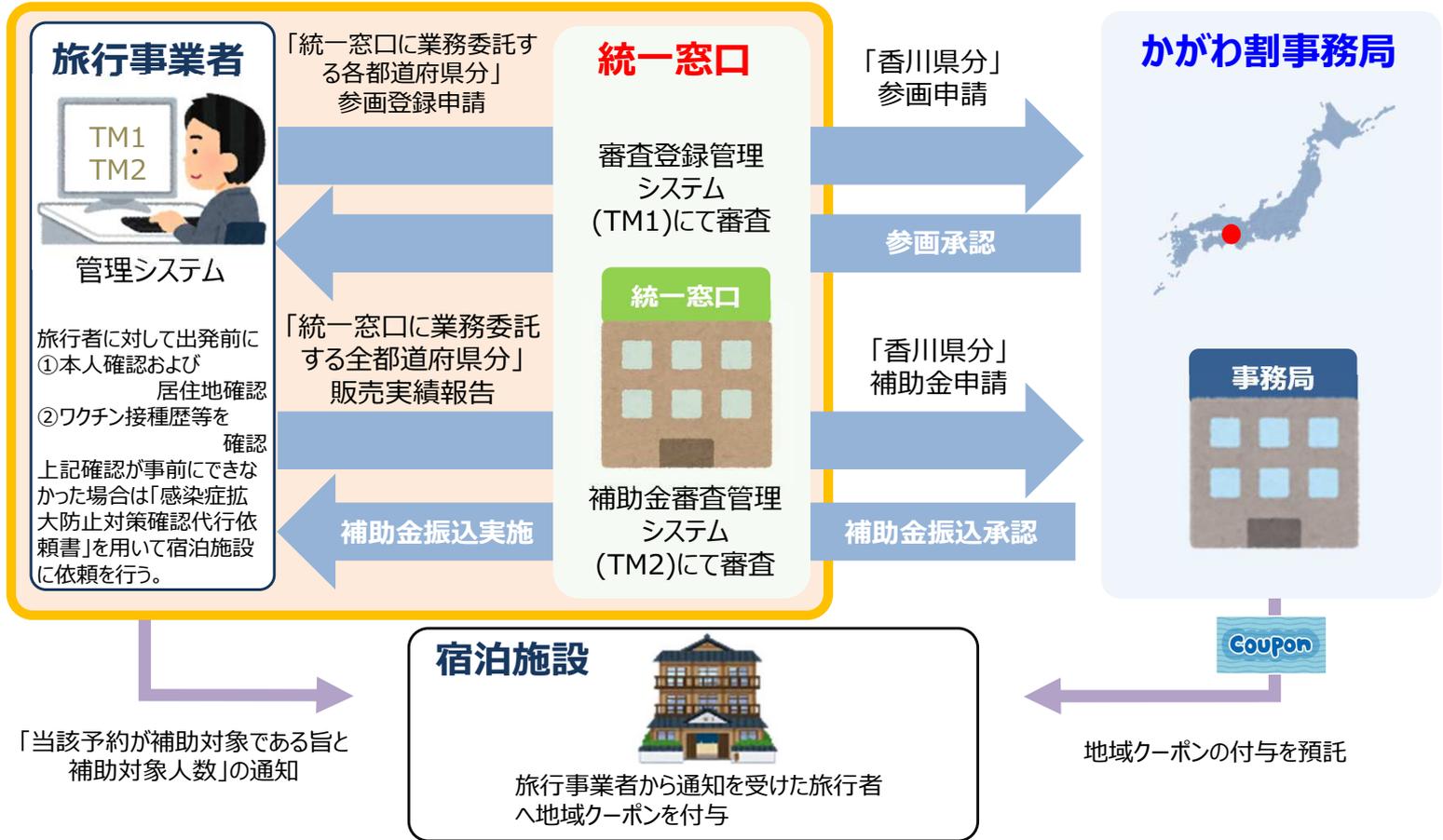
専用メールアドレス：kagawa-wari.tabi@37.tripwari.jp

《対応業務》一例

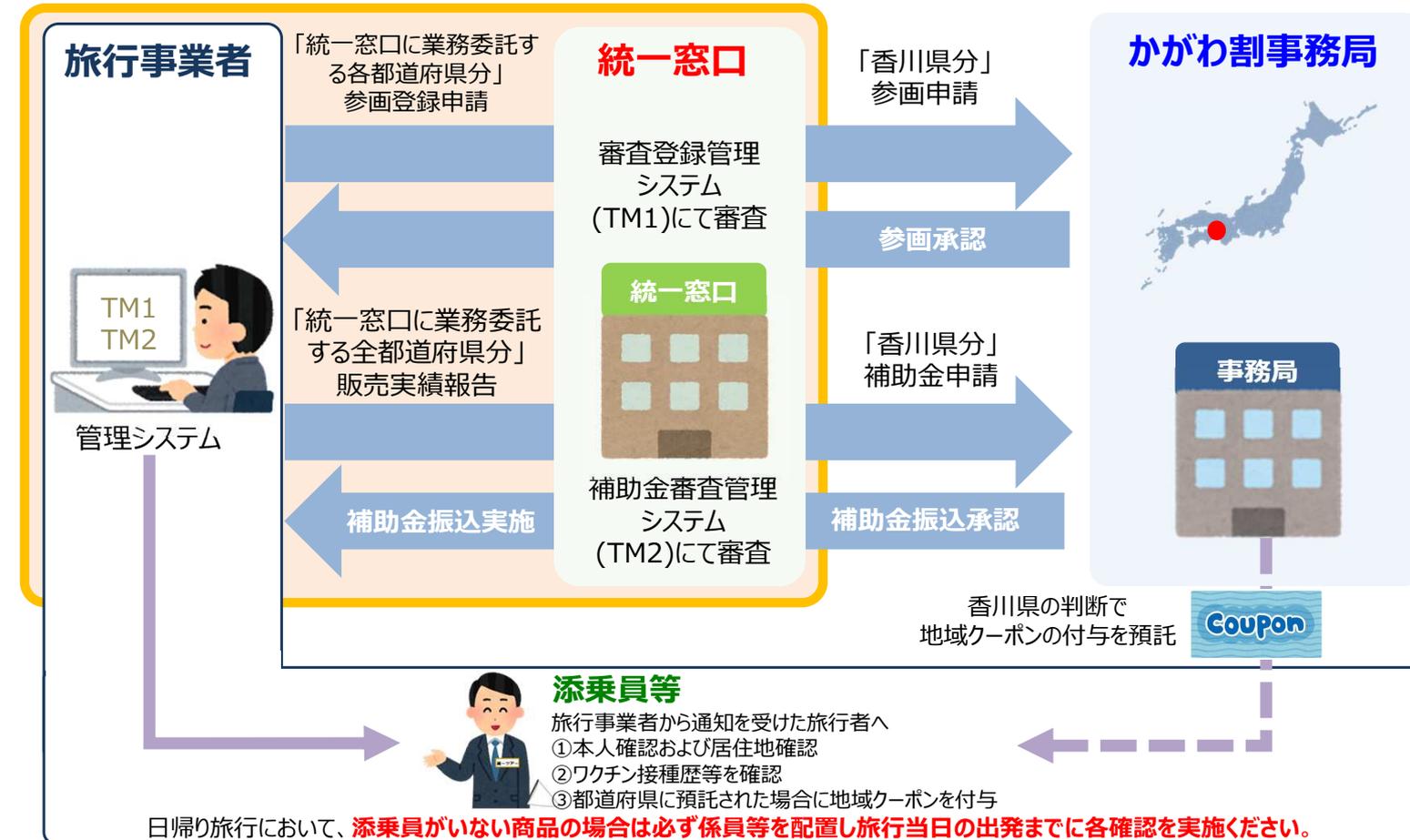
No.	業務内容	対応箇所
1	全国旅行支割に参画するための申請	統一窓口
2	補助金の申請ならびに追加予算申請	統一窓口
3	旅行商品造成や商品が補助金の対象になるかどうかの確認や相談（受注型・募集型・手配旅行など全て）	統一窓口
4	感染症対策ガイドライン（ワクチン3回以上接種済・検査結果の陰性証明等）に関する確認・相談	かがわ割事務局
5	日帰り旅行商品で「地域クーポン」を利用するための相談や参画するための登録	かがわ割事務局 (但し、「統一窓口」にて参画登録済であることが条件です。)
6	地域クーポンの問い合わせ等（宿泊旅行商品は全て宿泊施設にてチェックイン時に配布します。日帰り旅行商品は上記No.5で「かがわ割事務局」に参画登録後、旅行事業者から配布していただきます）	かがわ割事務局
7	補助金の月次報告や請求書の提出	統一窓口
8	地域クーポンの配布月次報告	かがわ割事務局
9	統一ルールに係る確認・問い合わせ	統一窓口

3. 「宿泊旅行」「日帰り旅行」における取扱い業務

添乗員がつかない宿泊を伴う旅行



日帰り旅行



4. 全国旅行支援になって大きく変わること

いままでと何が変わった？

項目	今までの「新うどん県泊まってかがわ割」	全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」
①期間	2022年10月10日(月)泊まで ※10月11日(火)チェックアウトまで 日帰り商品は2022年10月10(月)まで	★期間延長 2022年10月11日(火)～ 2022年12月27(火)泊まで ※ 12月28日(水)チェックアウトまで ・日帰り商品は2022年10月11日(火) ～2022年 12月27(火)まで
②対象者	中国四国ブロック等 10県	日本国内居住者（47都道府県）
③補助率	50%	40%
④補助金上限 (1人泊・1回当たり)	最大5,000円 (宿泊・日帰りともに)	・ 交通付き宿泊プラン の場合、 最大 8,000円補助 ・ 交通なし宿泊プラン の場合、 最大 5,000円補助 ・ 日帰り旅行プラン の場合、 最大 5,000円補助
⑤地域クーポン (1人泊・1回当たり)	最大2,000円 (平日・休日共に)	・ 平日3,000円 ・ 休日1,000円 ※平日・休日の扱いについては本マニュアルP9-10を参照ください
⑥地域クーポンの 配布場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設の直接販売ならびにOTAからの宿泊予約→宿泊施設チェックイン時 ● 旅行会社の宿泊旅行並びに日帰り旅行 →旅行会社から 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊旅行は全て→宿泊施設チェックイン時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者の直接販売（直販）分 ・ OTAからの宿泊予約分 ・ 旅行会社からの宿泊予約分 ● 日帰り旅行のみ→日帰り旅行プランに参画する旅行会社から (かがわ割事務局に登録が必要)
⑦最低旅行代金 (1人泊・1回当たり)	2,000円以上 ※上記未満の金額の旅行商品は対象外となります。	平日 5,000円以上 休日 2,000円以上 ※ 上記未満の金額の旅行商品は対象外となります。
⑧利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連泊制限は2連泊まで ※連続して予約を取った場合、補助対象は最初の2連泊まで ・ 利用回数の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1旅行当たり7泊分まで（連泊か否かを問わず） ・ 利用回数の制限なし
⑨感染症 拡大防止対策	・ワクチン接種証明書（3回以上）またはPCR検査等における陰性証明書の提示	同左

5. 全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」のポイント

※詳細はP20-21の5) -(1)(2)(3)を参照ください。

旅行補助金

1人泊当たり

ご旅行代金の**40%**を補助！

(交通なし) 宿泊旅行の場合 **上限 5,000 円**

(交通付き) 宿泊旅行の場合 **上限 8,000 円**

≪日帰り旅行プラン 上限 **5,000 円**≫ 日帰り旅行の場合1回当たり
旅行代金の40%または上限金額のいずれか低い方となります。



地域クーポン

※「宿泊旅行」と「日帰り旅行」で平日・休日の概念(考え方)が異なります。詳細はP9-10を参照ください。

1人泊当たり

日帰り旅行の場合1回当たり

平日 **3,000 円** 旅行代金**5,000円以上**の場合に限る

休日 **1,000 円** 旅行代金**2,000円以上**の場合に限る

〈ご注意〉主な注意点！

- ・本企画に参画している宿泊施設への旅行が対象となります。
- ・事前に予約を行っていたもののみが対象となります。(旅行事業者から宿泊事業者に対し予約をする際に必ず、「かがわ割」の対象であることをご連絡下さい。事前にご連絡が無い場合、宿泊施設からクーポンの配布はいたしません。)
- ・ひとつの旅行当たりの補助対象泊数は旅行期間によらず7泊分まで(連泊か否かを問わず1旅行7泊まで)
- ・日本に在住している方に限ります。 ※国籍は問いません。
- ・最低旅行代金は平日**5,000円**／休日**2,000円**となります。 ※それ未満の金額の旅行商品は対象外となります。
- ・ライセンスや資格の取得を目的とした旅行商品、公費による出張等は対象外です。
- ・新型コロナウイルスのワクチン3回以上接種済であること又は検査結果が陰性であることが条件です。

☆その他、詳細は本マニュアルP18-22をご参照ください。

平日における最低旅行代金

休日における最低旅行代金

1人泊当たりの旅行代金 (日帰りの場合は1回当たり)	旅行代金の補助率	地域クーポン	1人泊当たりの旅行代金 (日帰りの場合は1回当たり)	旅行代金の補助率	地域クーポン
5,000円以上	40% (上限あり)	3,000円	2,000円以上	40% (上限あり)	1,000円
5,000円未満	補助なし	配布なし	2,000円未満	補助なし	配布なし

既存予約の取扱いについて

すでに予約されている旅行の取扱いについては、原則として補助の対象とすることとします。

既存予約の割引の対応については、既存予約の旅行者に事前にご案内ください。また、宿泊旅行の場合は必ず宿泊事業者に旅行開始前に連絡をして下さい。

6. 休日と平日の取り扱いについて（カレンダー）

（注意）「宿泊旅行」と「日帰り旅行」では**平日**と**休日**の定義（考え方）が異なりますので、下記および次ページのカレンダーを参照ください。

休日と平日の取扱いについて
平日と**休日**の定義は次のとおりです。

☆ **宿泊旅行**……宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合を「**休日**」として扱い、それ以外を「**平日**」として扱います。

☆ **日帰り旅行**…土曜・日曜・祝日を「**休日**」として扱い、それ以外を「**平日**」として扱います。

宿泊旅行カレンダー

10月（宿泊旅行カレンダー）

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
		平日	平日	平日	平日	休日
16	17	18	19	20	21	22
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
23	24	25	26	27	28	29
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
30	31					
平日	平日					

11月（宿泊旅行カレンダー）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		平日	平日	平日	平日	休日
6	7	8	9	10	11	12
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
13	14	15	16	17	18	19
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
20	21	22	23	24	25	26
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
27	28	29	30			
平日	平日	平日	平日			

12月（宿泊旅行カレンダー）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				平日	平日	休日
4	5	6	7	8	9	10
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
11	12	13	14	15	16	17
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
18	19	20	21	22	23	24
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
25	26	27	28	29	30	31
平日	平日	平日				

最低旅行代金

平日5,000円以上

休日2,000円以上

の旅行商品に限り、

● **補助金の適用**

● **地域クーポン配布**

平日3,000円分付与

休日1,000円分付与

(1人泊当たり)

6. 休日と平日の取り扱いについて（カレンダー）

7. 連続した宿泊予約の注意点について

日帰り旅行カレンダー

10月（日帰り旅行カレンダー）

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
		平日	平日	平日	平日	休日
16	17	18	19	20	21	22
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
23	24	25	26	27	28	29
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
30	31					
休日	平日					

11月（日帰り旅行カレンダー）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		平日	平日	休日	平日	休日
6	7	8	9	10	11	12
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
13	14	15	16	17	18	19
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
20	21	22	23	24	25	26
休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日
27	28	29	30			
休日	平日	平日	平日			

12月（日帰り旅行カレンダー）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				平日	平日	休日
4	5	6	7	8	9	10
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
11	12	13	14	15	16	17
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
18	19	20	21	22	23	24
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
25	26	27	28	29	30	31
休日	平日	平日				

最低旅行代金

平日5,000円以上

休日2,000円以上

の旅行商品に限り、

● 補助金の適用

● 地域クーポン配布

平日3,000円分付与

休日1,000円分付与

(1人泊当たり)

連続した宿泊予約の注意点

→ 実質的に連続した日付の場合は、旅行契約を分割していても連泊とみなされます。

(例：同一の旅行者が7連泊ずつしている申込がふたつある場合は14連泊とみなします。)

1つ目の予約

2つ目の予約

1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目	8泊目	9泊目	10泊目	11泊目	12泊目	13泊目	14泊目

連泊とみなして対象外となります！

8. 新かがわ割クーポン（地域クーポン）について

新かがわ割クーポンの取扱い

●概要

- 本事業において旅行代金を補助した場合は、旅行者に対し「平日3,000円分（1人当り）※5,000円以上の旅行商品の場合」、「休日1,000円分（1人当り）※2,000円以上の旅行商品の場合」のクーポンを配布します。
- 宿泊旅行においては全て（宿泊事業者直接販売、OTAを含む旅行会社からの予約）宿泊施設にてチェックイン時に配布。
- 日帰り旅行のみ、事前に「かがわ割事務局」に日帰り旅行参画登録した場合に限り、旅行事業者から配布。
- 配布したクーポンのシリアルナンバーは必ず控えてください。
- 旅行の取消や人数の変更があった場合で、クーポンの配布枚数が減少する場合は、参画旅行事業者の責任において、必ず旅行者からクーポンの返還を求めてください。

新かがわ割クーポンへ発行時の注意点

配布したクーポンは、実績内訳シートでシリアルナンバー等を記録・管理してください。



旅行事業者名を記載してください。
(ゴム印等)

有効期間を記載してください。
☆手書きで結構なので、ボールペン等で記入して下さい。
左欄：旅行開始日
右欄：旅行終了日
※日帰りなので、必ず同日で記入して下さい。

有効期限の記入間違い等、訂正があった場合

→ 二重線を引き、発行店舗の訂正印を押印すれば利用できます。

記入例

2022年10月10日

- クーポンの有効期間は、日帰り旅行商品の場合は催行日とします。
- 本事業において、宿泊旅行に関しては旅行事業者からの予約分は全て宿泊事業者から配布されます。予約時に必ず「かがわ割」を適用しているお客様であることを宿泊施設に連絡して下さい。事前に連絡が無かった場合、宿泊事業者からクーポンの配布はいたしません。
- 参画事業者が配布するクーポンの表面（クーポン発行事業者欄及び有効期間欄）に記載がないものは、クーポン取扱店舗で利用できません。
※配布事業者名や有効期間の書き損じが発生した場合、二重線のうえ訂正印を押印し、配布してください。
また、訂正印での対応が難しい場合は、該当のクーポンを廃札としてください。
書き損じ等により廃札としたクーポンは、全て事務局へ送付してください（利用されたクーポンとの突合作業に必要となります）。
- 券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭はできません。また、クーポンによる支払いで不足する分は現金等で支払っていただくことになります。
- クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はできません。
- クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県（新かがわ割事務局含む）は、責任を負いません。
- クーポンの払い戻しや交換、再発行はできません。
- 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。
- 本県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、直ちにクーポンの利用を停止することがあります。

※旅行者の事情により、日帰り旅行の取消や人数の減員がある場合、その取消や人数変更に見合った枚数分の「かがわ割クーポン」を、必ず回収してください。マニュアル記載のルールより多く配布されたクーポンや人数変更等で枚数が変更となった回収すべきクーポンを既に旅行者が利用しており回収できない場合、旅行者に対し当該クーポンの金額に相当する金額を現金で請求してください（旅行者からお預かりいただいた現金を事務局に送金する方法は別途ご案内いたします。事務局までご連絡ください。）

※クーポン取扱店舗の一覧は、公式HPに掲載しています。

9. 必要書類・及び実績報告について

提出書類（月次報告）【「新かがわ割クーポン」配布報告書】

HPよりダウンロードしてください。
<https://www.new-kagawa-wari.com>

【全国旅行支援】新うどん県泊まってかがわ割キャンペーン

旅行会社用 〇〇月分 日帰り旅行「新かがわ割クーポン」配布報告書

決定通知書番号

旅行会社名

①「かがわ割」参画通知番号
 ②旅行事業者名 をご入力下さい。

クーポン 付与枚数 合計	クーポン 付与額 合計
0枚	0円

日帰り旅行 下限販売額		1人当たり旅行代金が 下限未満の場合、クー ポンはありません。
平日	5,000円以上	
休日	2,000円以上	

クーポン配布の注意事項 ※日帰り旅行のみ「新かがわ割クーポン」を旅行代理店様で配布頂きます。実施日に合わせて下記枚数のクーポンを配布して下さい。
 ・クーポン配布枚数；平日…一律¥3,000円・休日…一律¥1,000円（1人当たり）

見本	宿泊旅行			クーポン							
	旅行者名 (代表者)	旅行者住所 (市または町まで入力)	電話番号	日帰り旅行 実施日	参加人数	付与枚数	クーポン券番号 ※連番の場合は 「AAA～BBB」と記入 ※バラ番の場合は右側の備考に記入をお 願いいたします。		付与額	備考	
例	琴平 次郎	高松市	000-123-4567	2022年11月9日(水)	5	5	00000001	～	00000005	5,000	
例	綾川 三平	観音寺市	090-0000-0000	2022年11月20日(日)	10	30	00000006	～	00000040	30,000	

- ③旅行者名（代表） ⑦参加人数
 ④旅行者住所 ⑧クーポン配布枚数
 ⑤電話番号 ⑨クーポン券番号
 ⑥旅行実施日 を入力してください。

日帰り旅行プランに参画する旅行事業者は毎月クーポン配布報告書をメールにて事務局にご報告下さい。
 また、何らかの理由で無効になってしまったクーポンも破棄せずに保管して下さい。全ての事業終了後、未使用ならびに無効クーポンを全て回収し、報告書の内容と突合いたします。

月次報告期限について

「新うどん県泊まってかがわ割」の日帰り旅行プラン参加の旅行事業者は、下記のスケジュールに従い、事務局への報告をお願いします。報告書等の様式は、ホームページよりダウンロードしてください。

※販売実績がない場合においても、月次の実績報告は提出いただきますようお願いいたします。

報告内容	提出書類	提出期日	提出方法
10月分販売実績 10月11日から10月31日までの販売実績	※「新かがわ割クーポン」配布報告書のみ	11月10日（木） 必着	郵送orデータ
11月分販売実績 11月1日から11月30日までの販売実績	※「同意確認書面」「新かがわ割クーポン」受領書の提出は不要です。 但し、内容の確認等で提出を求める場合がありますので、原本は必ず保管してください。 また、必要な書類等は補助を受けた翌年度から5年間保管をお願いします。	12月9日（金） 必着	郵送orデータ
12月分販売実績 12月1日から12月27日までの販売実績		2023年 1月10日（火） 必着	郵送orデータ

10. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る証票及び不正利用防止

証票及び不正利用防止

①保管が必要な証票類

下記の書面は「かがわ割事務局」ならびに「統一窓口」への提出は不要とします。

但し、内容の確認が必要になった場合に提出いただくこともありますので、必ず原本を保管して下さい。

また、「新うどん県泊まってかがわ割」は会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は、報告時に提出の必要が無いものについても、補助金の交付を受けた年度の**翌年度から5年間保管**をお願いします。

【かがわ割事務局】

●全国旅行支援事業 同意確認書面 ●明細書類 ●新かがわ割クーポン受領書

【統一窓口】

●予約の内容を特定することができる番号 ●旅行代金の支払額 ●割引後の支払額

②その他の証票について

その他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

③その他

- (1) 事業終了後、実績報告書を提出いただきます。詳細につきましては改めてお知らせいたします。
- (2) 報告内容に間違いの無いように注意してください。
- (3) 月次報告の際に提出いただくクーポン配布報告書（日帰り旅行プラン参画事業者のみ）には、報告内容に相違の無いようご入力ください。
- (4) クーポン配布報告者（日帰り旅行プラン参画事業者のみ）は、必ず期日までに提出してください。
- (5) 制度の趣旨を踏まえ、要綱等で定めたルールに則った取り組みをお願いします。
- (6) 補助金をお客様へ還元せず、補助対象者の利益とすることは厳禁です。
- (7) 特定の顧客や取引先への優先販売は禁止されています。配分された予算枠の範囲内で公平に購入可能な販売方法を用いてください。
- (8) その他のご不明な点は、P4-5を参照いただき、内容によって「かがわ割事務局」または「統一窓口」までお問い合わせください。
- (9) マニュアル類は「新うどん県泊まってかがわ割」に関してはかがわ割HPから、「統一窓口」に関しては事業者マイページからダウンロードして下さい。

11. 感染症ガイドラインについて（「感染症拡大防止対策」の取組み）

「感染症拡大防止対策」概要と確認フロー

「新型コロナウイルスのワクチン接種済であること」または「検査結果が陰性であること」が利用条件となります。
また、利用時に**本人確認書類（身分証明）**及び以下①②いずれかの**提示が必要**となります。

①ワクチン接種歴（3回以上接種済）

…「接種済証」「接種記録書」「接種証明書」等※原本以外に画像や写し等の提示も可

②下記検査における陰性証明書

・「PCR検査」「抗原定量検査」は**検体採取日+3日**が有効期限

・「抗原定性検査」は**検体採取日+1日**が有効期限

①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものでなければいけません。

※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、③検査方法の代わりに使用したキット名を、④検査所名の代わりに事業所名を記載して下さい。

注意）市販の検査キット（セルフチェック）は対象外となります。

▶予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能です。

▶確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められません。

【例外事項】

●同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は確認不要【この場合、旅行に参加する12歳以上の同居者全員の陰性証明が必要です。】。但し、本人確認書類（保険証等）は必要です。

（また、同居する親等の監護者が同伴しない場合は12歳未満でも感染症拡大防止対策は必要です。）

●学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は確認不要。

※ただし、自粛要請の対象となる場合（緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置の適用等）にあつては、6歳以上12歳未満の利用者は検査が必要となります。

☆**本人確認書類**…運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険等被保険者証【住所記載必須】、年金手帳、官公庁職員身分証明書、介護保険被保険者証、公機関が発行した資格証明書、障害者手帳等各種福祉手帳、学生証【住所記載必須】、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 等

※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。

【重要】

全国旅行支援では最大7泊までが補助の対象となります。その為、複数泊の場合の「ワクチン接種歴・検査結果通知書（陰性証明）」の確認対応は以下の通りとします。

1旅行当たりの利用制限が7泊までに拡大となる事に伴い、旅行中にPCR検査等の陰性証明書の有効期限が切れてしまうことが想定されます。旅行中の2泊目以降のチェックイン時に有効期限が切れてしまった場合は「①1泊目の宿泊施設で提示した陰性証明書」と「②下記の旅行開始日が確認できる書類」を提示することで『感染症拡大防止対策』の確認ができたこととみなします。

※旅行開始日に有効であることが確認できれば、追加の検査は不要です。

＜旅行開始日が確認できる書類＞

・旅行会社が作成した**行程表**（旅行会社手配の場合）

・旅行開始日に宿泊した**宿泊施設の領収証**（直販・OTAでの予約の場合）



＜運用例＞

旅行日程	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8
Aホテル 3泊	【1泊目】 チェックイン	【2泊目】	【3泊目】	チェックアウト				
B旅館 2泊				【1泊目】 チェックイン	【2泊目】	チェックアウト		
Cホテル 2泊						【1泊目】 チェックイン	【2泊目】	チェックアウト

1泊目のチェックイン時

①ワクチン接種証明書（3回以上）または

②検査結果通知書（陰性証明書）

・「PCR検査」「抗原定量検査」は検体採取日+3日が有効期限
・「抗原定性検査」は検体採取日+1日が有効期限

2泊目以降のチェックイン時

①ワクチンを3回以上接種済の方は「ワクチン接種証明書(3回以上)」を提示。
または

②PCR検査等結果における陰性証明書をお持ちの場合、旅行期間中に有効期限が切れてしまうことがありますので、その場合は「①1泊目の宿泊施設で提示した陰性証明書」と「②下記の旅行開始日が確認できる書類」を提示することで『感染症拡大防止対策』の確認ができたこととみなします。

・旅行会社が作成した**行程表**（旅行会社手配の場合）

・旅行開始日に宿泊した**宿泊施設の領収証**（直販・OTAでの予約の場合）

なお、感染症拡大を理由とした事業停止に伴う予約キャンセルの取消料免除（補填）は行いませんので、予めご了承下さい。

11. 感染症ガイドラインについて（「感染症拡大防止対策」の取組み）

「ワクチン接種歴の様式イメージ」と「陰性証明書の様式例」確認事項

＜接種証明アプリの場合＞



運転免許証等により、本人のものか確認。

3回以上接種しているか確認。

＜接種記録書の場合＞

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

3回目
接種年月日: 2021年12月22日
氏名: Kanja Yoghiko
住所: [Redacted]
生年月日: 2021年05月22日
接種券番号: [Redacted]

3回以上分シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

3回以上接種しているか確認。

＜予防接種済証の場合＞

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号: [Redacted]

3回目
接種年月日: 2021年12月22日
氏名: Kanja Yoghiko
住所: [Redacted]
生年月日: 2021年05月22日
接種券番号: [Redacted]

3回以上分シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

デジタル庁の新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ

＜接種証明書の場合＞

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

氏名: Kanja Yoghiko
接種証明: 2021-02-05

国内用
SMART Health Card

接種年月日	ワクチンの種類	メーカー	製品名	製造番号	接種回
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー	コミナビー	ABC123	1回
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー	コミナビー	DEF456	2回
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー	コミナビー	GHI789	3回

3回以上接種しているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認。

＜陰性証明書の様式例＞

検査結果通知書

この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名: [Redacted] (フリガナ: [Redacted])
 検体採取日: 2021年0月0日
 検査結果: 陰性
 有効期限: 2021年0月0日
 検査方法: PCR検査等
 検体: 唾液
 使用した検査試薬又は検査キット名: [Redacted]

運転免許証等により、本人のものか確認。

有効期限内であることを確認。

陰性であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

12.感染症拡大防止対策確認代行依頼書の提出方法

宿泊旅行（宿泊単品または交通付の「個人旅行」等） において出発前に「感染症拡大防止対策」の確認ができなかった場合

【様式-代1号】

※旅行事業者用

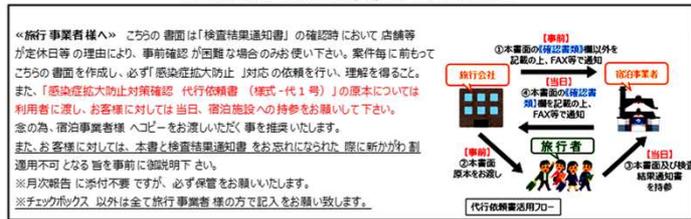
提出日：令和 年 月 日

【使用する際の注意点】

- ①「**検査結果通知書**」の確認時において店舗等が定休日等の理由により、事前確認が困難な場合
- ②必ず「**感染症拡大防止対策**」対応の依頼を事前に行い、理解を得ること

うどん県泊まっかがわ割

感染症拡大防止対策確認 代行依頼書



【提出フロー】

- ①「**感染症拡大防止対策確認代行依頼書（様式-代1号）**」の原本は利用者に渡す。
- ②お客様に対しては当日、宿泊施設への持参をしていただく事を伝達。
- ③念の為、宿泊事業者様へコピーをお渡しいただく事を推奨いたします。
- ④お客様に対しては、様式-代1号(右記資料)と**検査結果通知書をお忘れになられた際に新かがわ割適用不可となる旨を事前に御説明下さい。**
- ⑤チェックボックス以外は全て旅行代理店様の方で記入をお願い致します。

※月次報告に添付不要ですが、必ず保管をお願いいたします。

※検査結果通知書に関して、

「**下記7点が記載の証明書が無いものに関しては新かがわ割適用不可**」

- ①**受検者氏名**、②**検査結果**、③**検査方法**、④**検査所名**、⑤**検体採取日**、⑥**検査管理者氏名**、⑦**有効期限**が明記有り

が必要な為、7項目が書面で確認できない場合は、新かがわ割適用外となることを必ず旅行者へ伝達して下さい。

「検査結果通知書の種類」

【A】PCR検査 【A】抗原定量検査 【B】抗原定性検査

【A】：陰性であり、有効期限が旅行開始日・宿泊開始日の3日前以降のものである

【B】：陰性であり、旅行開始日・宿泊開始日の前日又は当日のものである

「検査結果通知書」共通7項目 <下記7点が記載の証明書が無いものに関しては新かがわ割適用不可>
① 受検者氏名、② 検査結果、③ 検査方法、④ 検査所名、⑤ 検体採取日、⑥ 検査管理者氏名、⑦ 有効期限が明記有り

「確認書類」

【A】PCR検査 【A】抗原定量検査 【B】抗原定性検査
【A】：陰性であり、有効期限が旅行開始日・宿泊開始日の3日前以降のものである。
【B】：陰性であり、旅行開始日・宿泊開始日の前日又は当日のものである

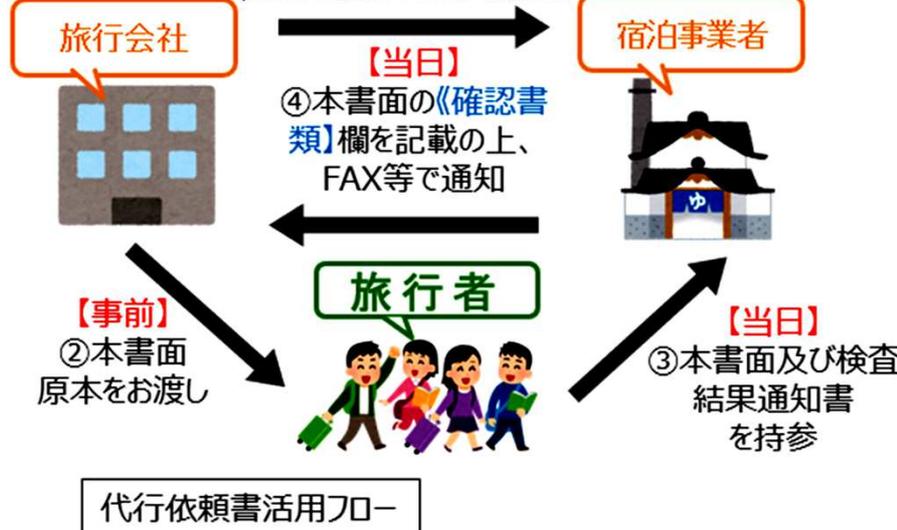
旅行事業者情報	事業者名	担当者名	申請事項	電話番号	電話番号	FAX番号
宿泊事業者情報	事業者名	担当者名	電話番号	電話番号	FAX番号	FAX番号

「検査結果通知書」で確認する旅行者様 ※4名以上の場合は複数表にわたって記載をお願いします。	ご旅行日	令和 年 月 日	旅行日数	泊
フリガナ	フリガナ			
1.代表者名	2.同行者名			
①「確認書類」 ※詳細のチェックは本書上記記載 【A】PCR検査 【A】抗原定量検査 【B】抗原定性検査	②「書類」 ※詳細のチェックは本書上記記載 【A】PCR検査 【A】抗原定量検査 【B】抗原定性検査			
フリガナ	フリガナ			
3.同行者名	4.同行者名			
③「確認書類」 ※詳細のチェックは本書上記記載 【A】PCR検査 【A】抗原定量検査 【B】抗原定性検査	④「確認書類」 ※詳細のチェックは本書上記記載 【A】PCR検査 【A】抗原定量検査 【B】抗原定性検査			

「イメージ図」

【事前】

- ①本書面の「**確認書類**」欄以外を記載の上、FAX等で通知



団体の宿泊旅行の場合

出発当日に添乗員または集合場所に係員を配置して出発前日までに「感染症拡大防止対策」の確認ができなかった旅行者につきましては確認をお願いします。

その他 日帰り旅行において出発前に「感染症拡大防止対策確認」の確認ができなかった場合

- 添乗員付きツアーの場合は、集合時（出発前）に添乗員等が行う。
- 添乗員が付かない日帰り旅行の場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。

13. 「新うどん県泊まってかがわ割」について 【香川県要領】

1. 実施概要

日本国内に居住する方（国籍は問いません）を対象に、旅行代金の最大**40%補助**（上限**5,000円**/1人泊当たり【交通付宿泊旅行の場合上限**8,000円**/1人泊当たり】、日帰り旅行の場合は上限**5,000円**/1人1回当たり）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる「地域クーポン（以下、新かがわ割クーポン）」を**平日3,000円・休日1,000円分**付与する全国からの旅行者を対象とした全国旅行支援です。

（1）旅行商品・宿泊代金の補助

① 参画旅行事業者が販売する県内旅行商品代金（日帰り旅行商品含む）

② 県内の宿泊事業者が販売する宿泊代金（直接販売・OTA販売等）

※いずれも1人泊当たり商品代金の40%（上限5,000円/1人泊）を上限に補助を行う

（2）新かがわ割クーポン

旅行期間中に県内の土産物店、飲食店、観光施設等で利用可能なクーポンを1人泊当たり平日3,000円、休日1,000円分を「宿泊商品」については全て宿泊施設を通じてチェックインの際に旅行者に配布

※ただし、1人当たりの旅行代金（宿泊代金）平日 5,000円以上／休日 2,000円以上とし、それ未満の金額の旅行商品は補助金・クーポン配布の対象外となります。

2. 実施期間

◎実施期間；令和4年10月11日(火)から令和4年12月27日(火)宿泊分【12/28チェックアウト分】まで

※対象期間中に、国の方針や感染症の状況により制度が変更になる場合がありますので、最新の情報は公式HPでご確認下さい。

3. 遵守事項

①各業界団体が定める、新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン等を遵守する施設を利用するなど、旅行プランの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に適切な対応をとること。

②旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者のワクチン接種歴（3回以上）またはPCR検査等の陰性結果の確認、並びに本人確認を必ず行うこと。

4. 本事業における旅行者の本人確認方法

旅行事業者には予約時に、ワクチン接種歴（3回以上）またはPCR検査等の陰性結果確認（旅行開始日に有効なもの）において、運転免許証等の本人確認書類の提示により、旅行者本人であることを確認するようにしてください。

また、代表者または同行者のワクチン接種歴（3回以上）またはPCR検査等の検査結果において陰性であることが確認できなかった場合には、その方は本事業の補助金の対象外となることを旅行者に伝えて下さい。

出発前に「ワクチン接種歴3回以上またはPCR検査等の検査結果（旅行開始日に有効なもの）」の確認ができなかった場合、旅行事業者から宿泊施設に対して、代行確認の依頼を必ず行って下さい。（「感染症拡大防止対策確認代行依頼書」に関しましてはP16を参照下さい。）

「感染症拡大防止対策の確認」と「本人確認」について

全国旅行支援ではOTAの数も増え、旅行会社でもインターネットからの予約が増えますので、**インターネットでの予約（Web予約）**に関しては直販同様、チェックインの際に「本人確認」ならびに「感染症拡大防止対策の確認」を宿泊施設が行います。

5. 対象事業者

（1）旅行・宿泊代金補助

旅行商品の補助金は、以下①、②の事業者のうち、本事業に参画する事業者に交付します。参画承認後、参画事業者に配分額を通知し、その配分額の範囲内で実績報告に基づき交付します。

① 全国旅行支援統一窓口にて本事業への参画申込みを行い、承認された者（旅行事業者）

② 香川県内の宿泊施設を持つ宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により香川県知事または高松市長の許可を受けた宿泊施設

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第6号）第3条第1項により、香川県知事または高松市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

※上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

ここが大きく変わりました!

（2）地域（新かがわ割）クーポン

宿泊旅行に関しては全て（宿泊事業者の直接手配、OTAを含む旅行会社から予約された）の旅行者（宿泊者）に対して参画宿泊施設を通じてチェックインの際に配布していただきます。

日帰り旅行（「統一窓口」に参画登録後に「かがわ割事務局」に日帰りプランの参画登録が必要です。）に関しては旅行事業者からクーポンを配布します。



14. 「かがわ割」における旅行商品に対する補助の対象や注意点

＜＜補助対象＞＞

全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割キャンペーン」の適用にあたっては、香川県の「感染症拡大防止対策」に沿った手続きが必須となりますので、別紙「新うどん県泊まっかがわ割取扱マニュアル【感染症拡大防止対策】」のご確認をお願い致します。

＜＜補助の対象者＞＞

- 日本に在住している方に限ります。 ※国籍は問いません。
- 新型コロナウイルスのワクチン3回以上接種済であること又はPCR検査等における検査結果が陰性であること。

(1) 宿泊を伴う旅行商品共通 (旅行事業者向け)

【対象】

香川県内における宿泊が対象です。

本補助金制度は既存の旅行プランも対象ですが、体験プログラムや食事等の充実など、事業の趣旨に則った旅行補助プラン造成をお願いします。

【対象外】

①特典としてQUOカード、ビール券付プラン、JRチケット単品など**換金性の高いもの**が付いている商品

【換金性の高いものとは次のとおりです。】

・金券類 (QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)

ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

(ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

(イ) 記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。

(ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

(エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

・鉄道の普通乗車券・特急券 (指定席券等を含む) ・回数券、普通航空券 (往復航空券や上位クラス利用料金を含む) 等

※ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

・収入印紙や切手

② 1人1泊あたり平日5,000円/休日2,000円未満の旅行商品

③ 旅行商品の予約のキャンセル料 など

※詳細につきましては統一窓口の事業者マイページから「取扱マニュアル」ならびに「全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ <旅行事業者用>」等を参照下さい。

(2) 宿泊提供の場合 (宿泊事業者向け)

宿泊施設は、本事業参画宿泊施設であることを条件とします。

(チェックインの際、本人確認書類 (運転免許証等) の提示と宿泊者全員に地域 (新かがわ割) クーポンお渡し時に署名をしていただきます。)

※参画宿泊施設一覧はキャンペーン公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)をご確認ください。

【対象】

① 素泊まり、1泊朝食付き、1泊2食付き、無料特典付きウェルカムドリンクサービス付き、ファミリープランでの1ドリンク付き など

② 旅行中に限り利用できる観光施設の入場券等がセットの商品

③ 1人1泊あたり平日5,000円/休日2,000円以上の旅行代金であること

【対象外】

① 商品券付き宿泊プラン

② QUOカード、ビール券付きプラン、JRチケット単品など換金性の高いものや、換金性の高いチケット、換金性の高い入館チケット、基本的な宿泊料金に含まれないサービス、ルームサービス、追加料金、飲み物代等 (「換金性の高いもの」の定義は上記(1)①を参照下さい)

③ 入湯税 (※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない)

④ 宿泊代金に含まれない駐車場代 (駐車場込宿泊プランは対象)

⑤ 宿泊代金が1人1泊あたり平日5,000円/休日2,000円未満の場合

⑥ 幼児等の施設使用料、布団のみ・食事のみ又はその両方のサービスに対する費用 (※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない)

など

※商品造成の際のご不明な点はお気軽に事務局までお問い合わせください。

※条件を満たしていないと判断された場合には補助金をお支払いできない場合があります。

＜＜注意点＞＞

1旅行当たり7泊分まで。(連泊か否かを問わず)

① 同一施設での連泊、複数施設でのツアー連泊なども対象となります。

② 旅行目的による条件はありません。出張等 (ビジネス) にも適用可能。 但し、ライセンスや資格の取得を目的とした旅行商品、公費出張は対象外です。

＜＜パンフレットおよびインターネットへの商品掲載における記載例＞＞

【必須】

・『新うどん県泊まっかがわ割』適用プランであること。

・キャンペーンロゴを掲載してください。(新うどん県泊まっかがわ割キャンペーン公式HPよりダウンロードしてください)

・補助金上限額に達し次第、宿泊補助プランの販売は終了となること。

・宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、補助適用前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けること。

・新型コロナウイルスのワクチン3回以上接種済であること又はPCR検査等における検査結果が陰性であることが条件であること。

・本人確認が確認できない場合、適用外とさせて頂くこと。

【運転免許証、保険証、マイナンバーカードなどの本人確認書類を必ず提示していただくこと。】

・県内の感染状況によっては、本事業が休止となる場合があること。

・本来の価格 (元の価格) と補助適用後の価格を明示し、旅行者がその価格に対し、補助があることを明確に認識できるようにすること。

15. 全国旅行支援の要領

全国統一基準

1. 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）・統一窓口について

1) 概要

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（以下「全国旅行支援」という。）を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

2) 定義等

- (1) 全国旅行支援による補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域クーポン（以下「地域クーポン」という。）の2つ（以下総称して「補助金」という。）が一体となって構成されています。
- (2) 本事業の対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者による対象都道府県を目的とする旅行となります。
- (3) 本事業における定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。
 - ・「新うどん県泊まてかがわ割」取扱マニュアル<旅行事業者用>
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 取扱マニュアル<旅行事業者用>（規程類では「取扱マニュアル<旅行事業者用>」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ<旅行事業者用>：取扱マニュアル<旅行事業者用>を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 販売申請・販売状況報告マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。
 - ・事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したものの。

3) 販売補助金の対象となる商品の販売者

販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とし、これらの者が本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、対象となります。

- (1) 旅行会社・OTA等（本取扱要領において「旅行事業者」という。）
 - 第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。
 - ※旅行サービス手配業は除く。
- (2) 都道府県事務局で販売登録する販売者
 - 宿泊事業者（販売登録の要件は、香川県による定めに従うものとします。）

4) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

旅行事業者の申し出を受けて、当該旅行事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとします。

(1) 大綱

- ① 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。
- ② ①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

(2) 細目

- 1 本事業の定める感染拡大防止策を講じていること。
- 2 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。
- 3 本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、地域クーポンの適切な付与が行われるよう宿泊事業者等に通知を行うこと。
- 4 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- 5 販売補助金と地域クーポンが一体とならないような補助金の交付を行わないこと。
- 6 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- 7 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしていないこと。
- 8 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- 9 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外です。
- 10 すでに予約されている旅行の取扱いについては、旅行者からの申し出等を前提に、本事業の支援対象となる条件を満たす旅行商品であること、当該商品を販売する事業者が目的地の都道府県による全国旅行支援の参加事業者登録を受けていること、この2つの要件を満たしていることを条件として、支援対象とすることが可能です。
- 11 補助金の申請にあたっては、旅行会社の造成する商品が本事業の定め適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。
- 12 反社会的勢力の排除
 - (ア) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - i. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

15. 全国旅行支援の要領

全国統一基準

- ii. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - iii. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - iv. 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - v. 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - vi. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - vii. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (イ) (ア) のii.からvii.までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

5) 販売補助金の対象となる商品

(1) 対象となる商品

本事業における販売補助金の対象となる商品は次のとおりです。

※上記「4) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

① 宿泊商品

販売登録のある宿泊施設等（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。

ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デユース）であるものは除きます。

② 宿泊を伴う旅行商品

- ・企画旅行（募集型、受注型）
- ・手配旅行

※販売登録がない宿泊施設を旅行商品とした場合、補助金の対象外です。

③ 日帰り旅行商品

旅行商品（企画旅行または手配旅行）のうち、次のいずれも満たすものとなります。

(ア) 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含む必要があります。

ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とします。

(イ) 旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。

ただし、上記（ア）（イ）の2つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる目的とするなどのような、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。

④ 宿泊を伴う旅行商品（交通付）

宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部（本取扱要領内において「交通」という。）を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品をいいます。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象となります。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除きます。

(イ) 鉄道

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の有料列車（※）の利用を含むものが対象となります。

※有料列車とは、新幹線やJR特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指します。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除きます。

(ウ) 船舶（フェリー等）

1乗船で片道50km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象）となります。

ただし、次の航路は距離に関わらず、旅行の行程に含まれていればすべてが対象となります。

・離島振興法（昭和28年法律第72号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）および沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）における指定離島等を結ぶ航路

(エ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の2時間以上の利用を含むものが対象となります。

(オ) 乗合バス

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の利用を含むものが対象となります。

(カ) タクシー、ハイヤー

1乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか1地点との直線距離が50km以上の利用を含むものが対象となります。

(2) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

① 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

(ア) 金券の使途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

(イ) 記載されたその使途が、具体的に1つに特定または限定された複数の使途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。

(ウ) 記載されたその使途が、当該旅行目的地に相応であること。

15. 全国旅行支援の要領

全国統一基準

(エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
※ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。
- ・収入印紙や切手

②感染拡大防止の観点から問題がないこと。

③商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

④商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

⑤旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

⑥行程に国外の地域が含まれないこと。

⑦ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

⑧上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

(3) 対象となる商品例（代表的なものを例示）

①日帰り旅行商品

- ・往復の鉄道への乗車と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
- ・往復の船舶への乗船と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

(4) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）

①商品全般

- ・ヨガライセンス取得講習付き商品
- ・ダイビングライセンス取得講習付き商品
- ・運転・操縦免許等（合宿）付き商品
- ・接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
- ・宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
- ・通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品

②日帰り旅行商品

(ア) 運送サービスしか含まれていないもの

- ・鉄道への乗車 + 船舶の乗船
- ・地域周遊きっぷのみ
- ・往復バスの乗車のみ

(イ) 旅行開始日と同日中に発地に戻ることが予定されていないもの

- ・目的地までの片道のバス乗車と食事

(ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ

- ・往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース
- ・往復の航空と出発空港でのお弁当
- ・往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場

6) 補助金

(1) 最低旅行代金等

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 平日5,000円 休日2,000円

日帰り商品 1人あたり 平日5,000円 休日2,000円

※最低旅行代金等未満の商品は販売補助金の対象となりません。

※休日は、宿泊を伴う旅行については、土曜日、その翌日が祝日である日曜日もしくは祝日またはその翌日が土曜日である祝日をいい、日帰り旅行については、土曜日、日曜日または祝日をいう。平日とは、休日以外の日をいう。

(2) 販売補助金適用率

旅行代金等の総額の40%

※ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、旅行事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

(3) 販売補助金の上限額

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 5,000円

日帰り旅行商品 1人あたり 5,000円

※ただし、宿泊を伴う旅行商品（交通付）については1人1泊あたり8,000円

(4) 地域クーポン

平日3,000円 休日1,000円

※地域クーポンの付与については、地域クーポンの取扱いについて記載された定めを確認ください。

(5) 利用泊数の制限

1旅行予約単位で7泊分まで

(6) 利用回数の制限

なし

なお、販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となります。

15. 全国旅行支援の要領

全国統一基準

2. 本事業における統一窓口での登録手続きについて

1) 本事業における登録申請

(1) 登録申請とは

情報登録および販売補助金対象となる商品の提供および販売補助金の予算枠（以下「予算枠」という。）の配分を受けるための申請。統一窓口では、旅行事業者がその対象となります。

※なお、本事業参画中、事業譲渡をされる場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。

(2) 登録申請の具体的な手続き

① 申請方法

(ア) 公式サイトからの申請

※公式サイトから申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください。

② 申請に必要な情報

(ア) 事業者情報

(イ) 各都道府県の販売希望と販売計画

(ウ) 口座情報（事業者用）

(エ) (ウ) の口座情報が確認できる書類

通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等

(オ) 代理店リスト（統一様式第7号）

※旅行事業者で代理店の登録を申請する場合のみ（代理店とは委託元の旅行業者が予算枠を管理する代理店(提携店)を指します）。

2) 予算枠割当額決定および通知

(1) 予算枠割当額の決定

① 予算枠を各社単位で割り当てる旅行事業者と複数社で都道府県単位の予算枠を割り当てる旅行事業者がございます。

② 具体的な香川県の予算枠は、事業者マイページの「販売計画」の登録内容を審査し、都道府県単位で協議の上、予算枠割当額を決定し、事業者マイページにて通知します。

③ 申請書類を審査した結果、参画事業者の指定を行わない場合には、事業者マイページにより通知します。

(2) 予算枠割当額の変更

① 決定通知後に、参画事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、事業者マイページより「販売状況」を登録します。

② 事業者マイページの「販売状況」の登録内容を審査の上、販売補助金配分割当額に変更が生じるときは事業者マイページにて通知します。

③ 参画事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。

④ 決定通知後に、参画事業者が登録取消しを希望する場合は、登録取消申請を提出することとします。

※なお、事業者マイページにて申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください。

3) 月次報告・実績報告の期間・方法

(1) 月次報告

① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了するまでの間、

・各月1日から15日までの実績について各月末日までに、

・各月16日から末日までの実績について翌月15日までに、

各月2回、次の書類を統一窓口へ提出してください。なお、実績がない場合、毎月の提出は不要です。

※月1回で申請を行いたい事業者は、従前のとおり（月末締め、翌月15日までに提出）月1回申請することが可能です。

(ア) 補助金請求書（統一様式2号）

(イ) 実績内訳シート（統一様式1号）

(ウ) (ア) (イ) に掲げる書類のほか、必要な書類として求めるもの

② 統一窓口は、補助金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認し、参画事業者の指定口座に補助金を振込みます。

(2) 完了報告

① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までに統一窓口へ提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）

② 実績報告は次の書類の提出が必要です。

(ア) 完了報告書（統一様式8号）

(イ) その他必要と認めるもの

※ (ア) (イ) とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがあります。

4) 補助金交付の条件

(1) 販売実績報告書（月次）を基に審査後、「補助金交付申請書兼概算払請求書」を提出し、「補助金交付決定通知書」を受領した事業者が対象となります。

(2) 参画事業者は、本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 参画事業者は、補助金の事務処理にあたって、新うどん県泊まっかかがわ割事務局・統一窓口が必要として指定した書類の一切を提出すること。

15. 全国旅行支援の要領

全国統一基準

- (5) 申請内容の適格性等が確認できるまで、補助金の交付を留保します。
- (6) 参画登録内容に変更が生じた場合、速やかに修正を行うなど常に登録内容は最新であること及び登録された連絡先については、社会通念上、営業時間に該当する時間帯においては、新うどん県泊まてかがわ割事務局・統一窓口からの連絡をとれる体制であること。

5) 状況報告および調査

県または事務局は必要に応じて補助対象者から報告を求め、立ち入り等の調査を行うことがあります。また虚偽の申請と疑われる事案については、警察等に相談し対応する場合があります。

6) 補助金の取消し

- (1) 補助対象者が、事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金対象者が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をしたと認められた場合
- (4) 補助金を補助金事業以外の用途で使用した場合、補助金交付後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

7) 補助金の返還

県または事務局は、参画事業者が本取扱要領の規定に違反した場合および不正な申請を行った場合は、補助金の全部または違反もしくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとします。

該当参画事業は、県または事務局が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければなりません。

3. 不正利用の防止

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

☆業務内容によって問合せ（対応）先が「かがわ割事務局」と「統一窓口」が異なります。（P3-5参照下さい）
ご不明な点等がある場合は、業務内容別にご相談下さい。

14. Q&A

No.	Q：質問	A：回答
1	旅行会社として参画を検討していますが、参画するにはどうしたらよいでしょうか。	参画登録は「統一窓口」が行っています。 https://biz.tm.jata-net.or.jp/ から登録いただけます。不明な点はTEL03-6635-3655までご連絡ください。
2	自社ホームページでも、本事業をPRして良いですか。また、自社プロモーションとして、本事業の適用施設（会社）としてPRして良いですか。	構いません。自社ホームページへ掲載いただくなど、積極的に本事業をご活用ください。その場合には、本来の価格、補助金適用後の価格（本事業適用後の価格）を明示し、その差額にキャンペーンの支援があることを消費者が明確に認知できるようにしてください。キャンペーンのバナーやロゴデータをダウンロードいただけますのでご活用ください。
3	宿泊施設等の制限は無いのですか。	新うどん県泊まっかかわ割へ参画していることが条件となります。新かがわ割へ参画されていない宿泊事業者である場合は、新かがわ割の適用が受けられませんのでご注意ください。また、宿泊施設が途中で参画を辞退（取りやめた場合）も対象外となります。 ※参画している宿泊事業者はHPよりご確認ください。 https://new-kagawa-wari.com/
4	旅行代金の最大40%補助（上限5,000円・交通付の場合は上限8,000円）とのことですが、補助金額は1円単位ですか。	補助金額は1円単位となります。1円未満の端数については切り捨てとなります。
5	「補助は商品代金の40%が上限」とのことですが、必ず上限まで補助金を適用する必要はありますか。	地域観光事業支援の制度に鑑み、旅行者の不利益とならないよう、原則として上限額での補助をお願いいたします。
6	各旅行会社が発行する旅行ギフト券や宿泊ギフト券との併用は可能ですか。	代理店業者でギフト券の取扱が可能であれば、併用は可能です。その場合は新かがわ割適用後の金額に対して使用してください。
7	各市町村等が行っている独自の宿泊割引や割引クーポン等との併用は可能ですか。	可能です。併用する場合は、他の全ての割引等を適用後、新かがわ割が適用されます。
8	インターネットの予約サイトポイントや他のキャンペーンで配布されるクーポンとの併用は可能ですか。併用可能な場合、補助金は、ポイントやクーポン等での割引後の金額と割引前の金額のどちらをもとに算出しますか。	併用可能です。旅行者が個人の財産として所有するOTAのポイント利用や、金券(旅行券)の場合は新かがわ割後の金額に対して利用となります。 その他割引(クーポン、独自キャンペーン、互助会利用等)は、元となる旅行代金に適用し、その後新かがわ割を行います。
9	学校が実施する教育旅行は、キャンペーンの対象となりますか。	次の学校等が主体となり実施される、修学旅行等の教育を目的とした旅行は、通常の旅行と同様に扱えます。▶幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、認定こども園（なお、公費を利用する教職員等は対象外となります。） ☆次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行（予選大会、ブロック大会等の名称如何は問いません。）は「旅行全体」が本事業の対象外です。 ※参加者の応援をするために本事業を利用することは制限しません。 （本事業対象外の特定大会） <ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ） ・全国中学校体育大会（全中） ・全国健康福祉祭（ねんりんピック） ・全国植樹祭 ・全国育樹祭 ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭） ・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭） ※詳しくは「統一窓口」作成のマニュアルを参照ください。

14. Q&A

No.	Q：質問	A：回答
10	OTAや自社サイトで販売する商品にキャンペーンの補助を適用する際は、新たにプランを作る必要がありますか。	OTAや旅行事業者の自社サイトで販売する商品へ補助金を適用する際、必ずしも新たなプランを作成いただく必要はありません。
11	費用が掛からない幼児も新かがわ割の補助対象の人数に含まれますか。	はい、含まれます。地域クーポンの対象にもなります。但し、幼児を含めた場合はお一人当たりの最低旅行代金を下回らないようご注意ください。
12	全国拡大になり、新かがわ割クーポンの使用方法で何か変更になったことはありますか。	全国拡大に伴い、宿泊旅行の場合、全てチェックインの際に宿泊事業者から配布します。その為、宿泊事業者に予約する際、「かがわ割」適用のお客様であることを必ずお伝えください。事前に連絡しなかった場合には宿泊施設にて「かがわ割クーポン」は配布いたしません。 また、香川県への日帰り旅行プランを計画される際には統一窓口にて参画登録後、改めて「新かがわ割事務局」への参画登録が必要です。その場合は日帰り旅行のみ旅行事業者からクーポンを配布していただきます。
13	クーポンの発行事業者印がサイズに収まらない場合どうすれば良いでしょうか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	大きくはみ出しても構いません。ただし①金額が隠れる②クーポン券番が隠れる、の2点になる場合は、記入でも構いません。その場合は偽造防止のため、担当者印で構いませんので記入した横に押印をしてください。
14	新かがわ割クーポンの発券の際に注意点はありますか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	有効期間の記載漏れや発行店舗印がないクーポンが散見されます。こちらが未記入ですとクーポン取り扱い店舗の受け取りが出来ませんのでご注意ください。
15	新かがわ割クーポンの枚数は管理する必要がありますか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	必要となります。最終的に枚数に差異がある場合は事業者様にご負担いただく場合もございます。
16	クーポンが足りなくなったので、同じグループ会社から借りてもいいですか。	不可です。絶対に行わないでください。クーポンの枚数が少なくなってきたら早めに追加依頼をして下さい。
17	クーポン配布の報告は必要ですか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	月次報告（「かがわ割クーポン」配布報告書）の提出をお願いします。また、クーポン配布時には「受領確認書」に署名をもらって下さい（「受領確認書」は提出を求めませんが、必要に応じて提出の依頼をする場合がありますので、必ず保管して下さい）。
18	教育旅行の日帰り旅行場合、学校側からの依頼により新かがわ割クーポンを発行をしないというイレギュラー対応は可能ですか。 (日帰り旅行参画登録の旅行事業者のみ)	可能となります。その際、必要な書類に関しましては、学校側よりクーポン不要の署名を必ず受け取ってください。（書式は問いません）その後、月次報告書類に合わせてご提出をお願いいたします。
19	旅行者の対象が全国に広がることに伴って、地域クーポン券の利用範囲も広がりますか。	新かがわ割（地域限定）クーポン券の利用範囲は香川県内のみとなります。
20	旅行代金にクーポンは充当できますか。	一切不可です。
21	ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。	画像や写し（コピー）等の提示でも可能です。

14. Q&A

No.	Q：質問	A：回答
22	複数泊の場合、ワクチン接種歴、検査結果通知書はその都度取得し提示が必要ですか。	<p>1旅行当たりの利用制限が7泊までに拡大となる事に伴い、旅行中にPCR検査等の陰性証明書の有効期限が切れてしまうことが想定されます。旅行中の2泊目以降のチェックイン時に有効期限が切れてしまった場合は「①1泊目の宿泊施設で提示した陰性証明書」と「②下記の旅行開始日が確認できる書類」を提示することで『感染症拡大防止対策』の確認できたこととみなします。 ※旅行開始日に有効であることが確認できれば、追加の検査は不要です。 <旅行開始日が確認できる書類> ・旅行会社が作成した行程表（旅行会社手配の場合） ・旅行開始日に宿泊した宿泊施設の領収証（直販・OTAでの予約の場合）</p>
23	本人確認書類にはどんなものがありますか。	<p>氏名及び住所が確認できる書類とし、運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険等被保険者証【住所記載必須】、年金手帳、官公庁職員身分証明書、介護保険被保険者証、公機関が発行した資格証明書、障害者手帳等各種福祉手帳、学生証【住所記載必須】、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 等と致します。 ※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。 家族の場合は子供の健康保険証と親（法定代理人）の本人確認書類（運転免許証、旅券（パスポート）等）で足りるものとします。</p>
24	感染症拡大防止対策の条件を満たさない場合とは具体的にどのようなものですか。	<p>検査結果が陽性、確認書類の持参忘れ（提示できない）、ワクチン3回以上接種していない場合、検査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日＋3日、抗原定性検査は検体採取日＋1日が有効期限）等があります。いずれの場合も補助金適用外となり、キャンセル料の負担もできません。</p>
25	上記Q24検査結果を持参忘れの場合、後日の提示で認められますか。	<p>後日の提示では認められません。</p>
26	感染症拡大防止対策の適用外となる場合はあるのでしょうか。	<p>●同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者 <u>【この場合、旅行に参加する12歳以上の同居者全員のワクチン接種証明（3回以上）または陰性証明が必要です。】</u> <u>【例】父（3回以上接種済）＋母（未接種・陰性証明なし）＋小人（12歳未満）の場合、父のみ対象となります。</u> ●学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は適用外となります。 ただし、自粛要請の対象となる場合（緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置の適用等）にあっては、6歳以上12歳未満の利用者は検査が必要となります。</p>
27	感染症拡大防止対策の確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はありますか。	<p>確認は目視のみで結構です。</p>
28	利用制限はありますか。	<p>利用制限はありません。ただし、1旅行当たりの補助対象は旅行期間によらず7泊分までです。（連泊が否かを問わず）</p>
29	上記Q28で1旅行当たり7泊までとのことですが、予約を分ければ7連泊後に続けて予約を入れても補助金の対象になりますか。	<p>対象となりません。 7泊連後に最低1日以上をあけなければ連続した予約とみなし対象外となります。 ※実質的に連続した日付の場合は、予約を分割していても連泊とみなします。</p>

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



験する!

香川でしか出来ない

体験がある。



る!!

香川でしか見られない

感動がある。



べる!!!

香川でしか食べられない

食文化がある。